



社会保険 大竹事務所通信

2026年1月(Vol.226)

ご連絡先(大阪事務所)

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

子ども・子育て支援金について

全国健康保険協会は、令和7年11月28日に開催された全国健康保険協会運営委員会の資料として「子ども・子育て支援金について」を公開しました。

◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策（児童手当の拡充、妊婦への支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付および育児時短休業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除）のための特定財源として、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入されます。

◆開始時期と徴収方法

令和8年4月分（5月末納付分）より、労使折半で子ども・子育て支援金を負担します。医療保険料と同様、毎月の賃金ならびに賞与から徴収されることになっており、産休中や育休中の場合は免除されます。制度の適用開始は、任意継続被保険者も同様です。

◆支援金率と年収別の負担額

負担額は、標準報酬月額ならびに標準賞与額に支援金率を乗じて求められます。支援金率は国が一律で定めることとされており、0.24%から段階的に引き上げられ、令和10年度に0.4%になる予定です。被保険者一人当たりの平均負担額は、令和8年度では450円、令和9年度では600円、令和10年度では800円と見込まれています。

◆給与明細への表示

こども家庭庁の事務連絡(2025.6.18)において、

被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務とはなっていません。ただし、制度への理解・協力を促す観点から、給与明細書には医療保険料等と区別して表示することも検討する必要があるかもしれません。

従業員への説明や給与明細の修正対応ができるよう、理解と準備をしておきましょう。

【全国健康保険協会「子ども・子育て支援金について」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/direction/dai138kai/2025112814.pdf>

※上記URLをブラウザへコピー&ペーストしてご覧ください。

4月からの道路交通法の改正により 自転車にも青切符

◆4月から自転車にも「青切符」制度が導入

道路交通法の改正により2026年4月から、自転車の交通違反に「交通反則制度」（いわゆる「青切符」制度）が導入されます。この青切符は自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法で、今までは自転車には導入されていませんでした。

これまでは自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」（飲酒運転など特に悪質性・危険性が高いものに適用）等を用いた刑事手続による処理が行われていましたが、青切符の導入により、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となるものとされています。

◆青切符により検挙される違反例

青切符により検挙される違反の一例として、信号無視（反則金6,000円）、一時不停止（同5,000円）、携帯電話使用（同12,000円）、禁止場所での歩道通行（同6,000円）等が挙げられます。

青切符導入後も、自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施し、交通事故の原因となるような、「悪質・危険な違反」は検挙の対象とするとされていますが、検挙の対象が広がったことで、自転車の交通違反については取締りが強化されることになりました。

◆従業員への周知を

通勤等で自転車を使用する従業員もいるところ、自転車への青切符導入は個人としては当然知っておくべき改正です。一方、業務において重大事故が起こった場合などは、企業に使用者責任が問われるケースなども想定されます。自転車の交通違反への取締り強化が進む中、自転車への青切符導入や、自動車のみならず、自転車の交通違反防止については、ぜひ従業員に周知していききたいところです。

【警視庁「道路交通法の改正について(青切符についても含む)」】

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html

※上記 URL をブラウザへコピー＆ペーストしてご覧ください。

失業保険の申請サポートをめぐる トラブルに注意

国民生活センターは、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうたう申請サポートに関する相談が増えているとして、注意を呼びかけました。東京労働局も同様に、「失業保険の金額・期間を増やせる」と宣伝する業者に関するトラブルへの注意喚起を発信しています。失業保険は、ハローワーク（公共職業安定所）での申請と審査に基づき支給される公的支援制度であり、外部事業者が給付内容を増やせるものではありません。

◆過度な宣伝と解約をめぐるトラブルが多発

全国の消費生活センターには、「サポートを依頼すれば受給額が増えると思ったが実際には増えなかった」「途中で解約を申し出たところ高額な違約金を請求された」といった相談が寄せられています。申請サポート契約の中には、広告や勧誘の段階で過度な期待を持たせる表現が使われているケースもあり、契約内容の理解不足によるトラブルが増えています。契約前

に、サービス内容と費用、解約条件が妥当かどうかを慎重に確認することが重要です。

◆不正受給を促す悪質な事例も

さらに深刻なのは、不正受給を促すかのような誘導が見られる点です。実際にはメンタル不調がないにもかかわらず「うつ病と診断されるためのマニュアル」が送られてくるなど、虚偽の申請を促すケースが報告されています。不正受給が行われた場合、受給者本人が返還・納付を命じられるほか、詐欺罪などの刑事罰の対象となる可能性があります。事実と異なる申告を求められた場合は、絶対に応じてはいけません。

失業保険は再就職を支援する大切な制度です。事業者との契約に不安を感じた場合やトラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

【国民生活センター「失業保険の給付額等を増やすことができるとうたう申請サポートに注意 ー不正受給を促すかのようなケースも！ー」】

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20251203_1.pdf

【東京労働局「「失業保険の金額・期間を増やせる」とうたう申請サポートにご注意ください。」】

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_01662.html

冬季の労災対策

凍結や降雪により労働災害が増加しやすい時期になってきました。しっかりと対策を講じて、予防していきましょう。

◆屋 外

最も発生しやすいのは転倒災害です。以下の点は重点的に確認するようにしましょう。

- ・転倒防止用マット、融雪剤、除雪用具等を用意しているか
- ・凍結等で滑りやすい箇所に滑り止めの措置が行われているか。また、日没後の照明の照度が十分にあるか
- ・建物の入り口や、水が溜まりやすい床等に吸水マットを敷くといった措置を講じているか

転倒リスクの高い場所・行為の労働者への周知や、靴・服装の選択からリスクを軽減することも重要です。

また、除雪作業を行う際は一層の安全対策を講じ、労働者に対し手順や注意事項を十分に説明する必要があります。

業務で自動車等運転が必要な場合は、交通労働災害の対策も行いましょう。冬用タイヤへの交換や点検を徹底し、あらためて安全運転に関する教育を実施するべきです。

◆屋 内

温度や湿度の設定を適切に行うことで、寒さによるパフォーマンスの低下やミスといったリスクを軽減することができます。ただし、一酸化炭素中毒のリスクがあるため、燃焼式暖房機器を使用する際は換気措置を行いましょう。また、暖房機器の周辺に可燃物等を置かないよう整理しましょう。

労働者への周知や注意喚起が必要な点も多いため、教育プログラム等を適宜実施しましょう。また、冬は日照時間が短くなるため、メンタル不調になりやすい季節でもあります。通勤時間や休憩時間を柔軟に選択できる制度等が導入されていない場合は、併せて検討することをお勧めします。

1月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

13日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和7年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

2月2日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>
[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>
[郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]
本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで
- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出
[給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

今年は「丙午」ということで、少し前なら「丙午の年に生まれた女性は気が強く、災いをもたらす」という迷信のせいで、出生率が下がるなどということがあったそうです。丙も午も「火」という意味合いがあることからきているそうですが、今は令和。女性に勢いがあるって強いことはあながち悪いことではないですよね？（笑）

それでは、本年もよろしくお願い申し上げます。（R.O）

スタッフブログより

【2026年が始まりました】

新年おめでとうございます。

昨年を振り返ると、労務管理においても「これまで通り」では立ち行かない場面が増えた一年だったように感じます。

人材確保、定着、評価、働き方——どれも簡単に答えが出るものではありません。

だからこそ、私たちは単なる手続や給与計算の代行ではなく、「経営判断の一助となる労務の視点」をお届けすることを大切にしています。

新しい年も、課題が「問題」で終わるのではなく、「次の成長のきっかけ」へと変わるよう、皆さまと一緒に考え、動いていきたいと思えます。

2026年が、貴社にとって一歩前へ進む一年となりますよう、今年もどうぞよろしくお願い致します。
おぎの（2026-01-01）

【大阪府社会保険労務士会船場支部の忘年会有りました】

皆さんこんにちは。前回「インフルエンザが流行り出している」といったことを書いていたが、これを書いている現在家庭内で順番にかかり始めています。（最終的に、家族5人の中で、私以外の4人がかかりました。）皆様も、くれぐれもご注意ください。

さて、さる11月28日（金）に、大阪市中央区本町にあります「セントレジスホテル大阪」にて開催された忘年会に出席しました。

支部の「厚生部（会員同士の交流を目的とした行事ごとを担当する部会です）」に所属している私は、この日の総合司会を担当させていただきました。

90名超の出席者の中、「時間をおさないように」「ご挨拶を頂く方々の肩書やお名前を噛まないように」「早口にならないように」なんてことを意識していたらあっという間の2時間でした。

幸い頭が真っ白になるまでの緊張はしなかったものの、時間を20分近く超過してしまったり、用意していたシナリオの通りの発言ができなかったりと、反省も多かったです。

ただ、こういう行事で、90名もの方を前に司会をすることはなかったので、とても良い経験をさせていただくことができました。親しくさせていただいている出席者の方の中には、「聞き取りやすかったですよ」と言ってくださった方もいて、とても嬉しかったです。

日頃代表からも、「こういったお役は、やりたいと言って任せてもらえるとは限らないので、お声掛け頂いたときにはなるべく受けるようにした方が良い。」という話をしてもらっていますが、ま

さにそうだなと思えた体験でした。次回以降どういう携わり方をするかは分かりませんが、お任せいただいた役については精一杯務めていこうと思っております。
にしぐち（2025-12-19）

【新年のご挨拶と、

2026年の労働法制の審議に向けて】

新年あけましておめでとうございます。

皆さまの事業と従業員の皆さまのご健康、そしてご発展を心よりお祈り申し上げます。

本年も、皆さまの“頼れる労務のパートナー”として寄り添って参ります。

さて、2026年の通常国会では、労働基準法制の包括的な見直しに向けた審議が始まる予定です。

厚生労働省の研究会がまとめた報告書によると、今後の検討では次のようなポイントが挙げられています。

● 多様な働き方と保護の両立

働き方の多様化が進む中で、従来の一律的な規制だけでなく、個々の働き方に即した対応が求められています。これは、法の対象となる「労働者」の範囲や、労働時間制度のあり方にも関わるテーマです。

● 労働時間法制の見直し

労働時間の上限規制やテレワーク等の柔軟な働き方に対応した仕組み、勤務間インターバルなど「労働からの解放」に関する制度のあり方についても検討が進められています。

こうした検討はまだ審議の初期段階であり、今後も国会で議論が深まっていますが、経営者としては早めに社内の働き方や労務管理を見直す視点が大切です。

制度改正を“対応に追われる負担”と捉えるのではなく、従業員の働きやすさと生産性向上につなげる機会として活かしていきましょう。

おおたけ（2026-01-01）